

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
小野市	高田町	令和3年2月3日	平成28年11月28日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	56.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	52.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	8.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.3ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

①集落営農の後継者作り: 中心経営体である2経営体については後継者が確保できているが、他の農業者は定年退職者が多く、若手農業者が不足している。
②離農に伴う農地の売却: 独居老人の中には農地を手放そうとしている農業者がおり、高田町内の農地を町外の農業者が購入・耕作する場合にトラブルが発生することを懸念している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高田町の農地利用の現状は、中心経営体である認定農業者2経営体が担っている。集落営農が窓口となり出し手の依頼を受け、認定農業者とのマッチングを行い、農地の集約化を図っている。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	A	黒大豆	0.24 ha	黒大豆	0.3 ha	高田町
認農法	B	水稻	13 ha	水稻	18 ha	高田町周辺
認農	C	水稻、黒大豆	13.7 ha	水稻、黒大豆	18 ha	高田町周辺
		ha		ha		
		ha		ha		
		ha		ha		
		ha		ha		
		ha		ha		
		ha		ha		
		ha		ha		
計			26.94 ha		36.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

高田町は、営農組合において出し手と受け手のマッチングや作業受託、さらには遊休農地を活用して黒大豆を栽培し、耕作放棄地の解消に努めている。また、認定農業者2名は、営農組合と連携して出し手の耕作地を引き受け、適切に管理している。

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、13筆、26,226m²となっている。